

## 第6.1章

# 食品安全システムにおける 獣医サービスの役割

1

### 構成(1)

第1条 序論

第2条 目的及び適用範囲

第3条 食品安全システムの特徴

1. 農場から食卓アプローチ
2. リスクに基づく食品安全システム
3. 食品企業経営者の第一義的責任
4. 獣医サービスの動物衛生及び公衆衛生上の役割

2

## 構成(2)

### 第4条 獣医サービスの役割

1. 獣医サービスの責任
2. 食品チェーン全体にわたる活動
3. 食品介在疾病の発生
4. 獣医サービスの動物衛生及び公衆衛生上の役割

3

## 獣医サービスとは？

### 定義

当該領土において、動物衛生及びアニマルウェルフェア措置並びにOIE陸生コード及びOIE水生コードのその他の基準及び勧告を実施する**政府及び非政府機関**をいう。獣医サービスは、獣医当局の全般的な管理及び指示下にある。

〔獣医当局は、当該全領土における動物衛生及びアニマルウェルフェア措置、国際獣医証明並びに陸生コードのその他の基準及び勧告の実施の確保及び監視のための責任及び能力を有する獣医師、その他の専門家及び準専門家から構成される加盟国の政府当局をいう。〕

4

## 第3条

# 食品安全システムの特徴

5

### 農場から食卓アプローチ

- 食品企業経営者、獣医サービス、消費者等の食品チェーンの関係者はすべて、食品が安全であるよう確保する責任がある。
- 食品安全システムには、食品チェーンの各要素、すなわち、一次生産、輸送、加工及び流通に関連する潜在的リスクの考察が含まれ、食品のつながり全体を通じて、それらが統合されるべきである。
- 食品チェーン全体を通じた食品媒介危害の予防、検出及び管理は、最終産物の管理に依存するよりも一般に有効性が高い。

6

## 食品企業経営者の第一義的責任

- 食品企業経営者(飼料製造業者、農家、加工業者、卸売業者、流通業者、輸入業者、輸出業者及び小売業者を含む)は、**その産物の安全性を確保する第一義的責任を担っており**、自らが関連食品安全規制要件を遵守していることを立証できるようにするべきである。
- 食品企業経営者は、自分の産物に関連した要件不履行を所管当局に報告し、当該産物の回収等のリスク管理行動をとる責任がある。

7

## 所管当局の責任

[所管当局とは、獣医当局又は、その全領土における動物衛生及びアニマルウェルフェアに関する措置、国際獣医証明、並びにOIE陸生コード及びOIE水生コードのその他の基準及び勧告の実施を確保又は監視する責任又は権限を有する加盟国政府当局をいう。]

- 各加盟国は、当該国の社会的、経済的、文化的、宗教的及び政治的事情に応じた利害関係者(とりわけ家畜生産者、加工業者及び消費者)との協議を通じて、動物衛生及び公衆衛生の保護のためのその目標を定めるものとする。
- 所管当局は、当該目標及び科学的情報の分析に基づいて、食品安全に関連する国内法令及び政策を作り出す責任を担う。

8

## 獣医サービスの役割

- 所管当局の活動は、公衆衛生及び動物衛生の目標の両方に役立つ。
- この機能の二重性が認識され、関連する公衆衛生及び動物衛生の活動が統合されることが重要である。

9

## 第4条

### 食品安全システムにおける 獣医サービスの役割

10

## 獣医サービスの責任

- 獣医当局その他の所管当局は、食品安全のための政策及び国内基準を作り上げる場合には、食品安全リスクが協調的な方法で取り組まれるよう確保するため、その他の責任当局と協力するものとする。
- 獣医師及び動物看護師の教育及び研修が適切な水準の適格性を満たし、継続的な専門性向上プログラムが整備されていることが重要である。
- 獣医サービスは、リスクに基づく食品安全システムの国家管理プログラムの計画及び運用を所掌又はそれに関与するものとする。

11

## 食品チェーン全体にわたる活動(1)

- 獣医サービスの所掌が、食品チェーンの最初の部分に限定される場合もあれば、獣医サービスが、食品チェーン全体を所掌する場合もある。
- 獣医サービスは、農場におけるその存在及び農家との適切な協力を通じて、動物が衛生的な環境で飼育されるよう確保する上で、並びに動物疾病の早期発見、サーベイランス及び治療の上で重要な役割を担っている。
- 獣医サービスは、一次生産における化学的危険(医薬品及び農薬の残留、カビ毒、環境汚染物質等)を最小限に抑える方法に関し、農家を支援する。

12

## 食品チェーン全体にわたる活動(2)

- 獣医サービスは、加工及び流通に伴う公衆衛生上の食品介在リスクを最小限に抑えるよう確保する上で、不可欠な役割を担っている。
- と畜前及びと畜後の肉の検査を通じた公衆衛生及び動物衛生上重要な生物学的危害の管理又は軽減は、獣医サービスの中核的責任である。
- 獣医師は、食品の加工及び流通中のHACCPに基づく管理その他の品質保証システム等を通じて、食品チェーンのさまざまな部分における食品安全の確保に重要な役割を担っている。
- 動物疾病及び肉の衛生に係る動物産物の証明は、獣医サービスの所掌であるものとする。

13

## 食品介在疾病の発生

- 獣医サービスは、食品チェーン全体を通じた食品介在疾病の発生の調査、並びにひとたび発生源が同定された場合の管理措置の考案及び実施において、重要な役割を担う。
- 獣医サービスは、国際的な食品介在疾病緊急ネットワークへの報告、及び対応準備のための当該情報の活用において、他の国家当局と協働するものとする。

14